

関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 .関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 特例申告制度における担保の提供命令の手続を定めるとともに、特例申告及び特定輸出申告に係る貨物に対する減免税規定等の適用除外措置を廃止することに伴う規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第4条の4、第4条の11及び第59条の6等関係)
 - (2) 認定通関業者の認定を受けるための申請手続及び認定通関業者に通関手続を委託した輸出者が行う輸出申告の申告事項等を定めることとする。(関税法施行令第59条の5、第69条及び第69条の2関係)
 - (3) 保税運送の特例を受けられることができる国際運送貨物取扱業者に関する要件、特定保税運送者に係る承認申請手続及び特定保税運送に係る運送目録の記載事項等を定めることとする。(関税法施行令第55条の2～第55条の8関係)
 - (4) 臨時開庁手数料の廃止に伴う規定の整備等を行う。(関税法施行令第87条及び第87条の2関係)
 - (5) 無税を適用するエチル・ターシャリ・ブチルエーテルの証明方法等を定めることとする。(関税暫定措置法施行令第6条の2関係)
 - (6) 生糸に係る関税割当ての方法及び基準を定めるとともに、生糸及び繭に共通の関税割当枠を新設し、割当数量及び有効期間を定めることとする。(関税割当制度に関する政令第2条及び別表関係)
- 2 .旅客又は乗組員の携帯品のうち一定額を超える支払手段等について、輸出入申告書の提出を求めることとする。(関税法施行令第58条関係)
- 3 .保税蔵置場等に係る許可の特例を受けた者が納付すべき許可手数料の軽減及び免除に係る規定の整備を行うこととする。(税関関係手数料令第2条及び第3条関係)
- 4 .加工再輸入減税制度の対象となる革製品に係る輸出原材料にプラスチック製

衣類付属品、縫糸、ボタン、ファスナー等を追加することとする。(関税暫定措置法施行令第20条関係)

5. 特恵関税制度について、次による改正を行うこととする。
 - (1) 特別特恵受益国からカーボヴェルデを除外することとする。
 - (2) 特恵関税の適用からサウジアラビアを原産地とするエチレングリコール等の特定の国を原産地とする特定の物品を除外することとする。
(関税暫定措置法施行令第25条及び別表第1関係)
6. トンガの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税適用国からトンガを除外することとする。(関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
7. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成20年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
8. その他所要の規定の整備を行うこととする。
9. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成20年4月1日から施行することとする。